

千曲川下流森林計画区

第五次国有林野施業実施計画書

第一次変更計画

(変更分のみ)

【変更年月】
第一次変更 平成28年3月

計画期間 自 平成27年 4月 1日
至 平成32年 3月31日

林野庁中部森林管理局

目 次

I 変更事由	1
II 変更事項	
7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域等	2
8 その他必要な事項	
（3）森林共同施業団地	2

千曲川下流森林計画区 第五次国有林野施業実施計画の第一次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。

なお、この変更は、平成28年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

1 公益的機能維持増進協定について

森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第10条の15の規定に基づき、国土の保全や水源の涵養等森林の有する公益的機能の維持増進を図ることを目的に協定を締結する。

2 森林共同施業団地について

民有林・国有林の森林・林業・木材産業の活性化を資するため、森林共同施業団地の設定区域を変更する。

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域等

名 称	区 域 (林小班)		面 積 (ha)	森林施業の種類	林道等の開設等	設定年及び有効期間	備考
木島平村	民	804014、804017	0.24	間 伐		平成27年設定 平成27年9月16日から 平成32年3月31日まで	
往郷地域	国	1493	20.07	間 伐	森林作業道開設		
信濃町	民	2056	0.18	間 伐		平成27年設定 平成27年9月16日から 平成32年3月31日まで	
野尻地域	国	1011は・わ・つ・こ	6.80	間 伐	森林作業道開設		

8 その他必要な事項

(3) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林小班)		面 積 (ha)	連携した施業の内容	備 考
木島平村四ノ宮地域	民	30～34林班 36林班 38～40林班 47～49林班 52林班	635	効率的な作業路網の 開設及び間伐等の推進	
	国	148～151林班	466		
計			1,101		